

告 示

埼玉県選管告示第六十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、行田市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十九年十二月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

施設の名称	城西ふれあい館
所在地	埼玉県行田市城西一丁目五番地十七号
管理者	城西ふれあい委員会
収容人員	五十人